

「子ども・子育て支援新制度」について

平成25年10月31日

野々市市健康福祉部子育てあんしん課

※現時点の国資料等を基に作成したものであり、今後修正があり得ます。

3つの「目的」

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
- 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て関連3法

- 「子ども・子育て支援法」
- 「改正認定こども園法」
- 「関係整備法」(児童福祉法等の改正)

新制度の全体像

■新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

児童手当

地域子ども・子育て支援給付

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
(要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

主な改革内容①:「給付」の創設

1 施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

- 個々の児童について「保育の必要性」を認定※1し、認定内容に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- 市町村が利用調整※2を行った上で、利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)
- ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。 ※3
※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育※4 給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 保育の必要性の認定(支給認定)について

- 保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- 保育の必要性の認定区分は次の3区分。
 - [1号認定]満3歳以上／保育の必要性なし
 - [2号認定]満3歳以上／保育の必要性あり
 - [3号認定]満3歳未満／保育の必要性あり
- さらに、保育の必要量に応じて、「保育標準時間(利用)」と「保育短時間(利用)」に区分。
- 保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、標準時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

※2 利用調整について

- 給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

施設等に関する情報の提供

施設等の利用に関する相談・助言(保護者の利用希望等を勘案して実施)

施設等のあっせん

施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

- 市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」。

※施設・事業の「認可」とは別の手続き

- 利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、保育の必要性の認定区分(1号／2号／3号)ごとに認定。
- 確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。
- 市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

※4 地域型保育事業について

- 次の4事業が児童福祉法上の市町村認可事業とされ、「地域型保育給付」の対象となる。

①小規模保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を行う
- ・定員は6人以上19人以下

②家庭的保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、家庭的保育者の居宅等において保育を行う
- ・定員は5人以下

③居宅訪問型保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、その居宅において家庭的保育者による保育を行う

④事業所内保育事業

- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対し、事業所内の施設等において保育を行う
- ・従業員の子どもに加え、一定割合の地域の保育を必要とする子どもを保育

主な改革内容②：認定こども園制度の改善 ～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

- 「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化

[現行制度]

- ・保育所部分：運営費負担金（市町村）
- ・幼稚園部分：私学助成（都道府県）
＋就園奨励費補助（市町村）

一本化

[新制度]

施設型給付（市町村）

- 認可・権限が一本化

[現行制度]

- ・幼稚園の認可（都道府県）
- ・保育所の認可（都道府県、政令・中核市）
- ・認定こども園の認定（都道府県）

一本化

[新制度]

認定こども園の認可
（都道府県、政令・中核市）

※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園の認可手続等は現行どおり

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。

主な改革内容③：地域子ども・子育て支援事業の拡充

■ 地域子ども・子育て支援事業(P3の①～⑬)を充実(新設、拡充、制度改革)

＜新設、拡充、制度改革の例＞

○利用者支援事業＜新設＞

- ・子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援

○放課後児童クラブ(子どもルーム)＜拡充・制度改革＞

- ・対象児童を拡大(概ね10歳未満の小学生 → 小学校6年生)
- ・設備・運営(従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等)に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化(現行制度の基準はガイドラインによる)

主な改革内容④：認可制度の改善

- 保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応。
 - 申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。
[例外]
 - ・供給過剰による需給調整が必要な場合
 - ・欠格事由に該当する場合
 - 認可基準は、国が定める省令に基づき、都道府県・政令市等が条例で定める。
[認可基準の内容]
従業員資格・員数、居室の床面積、各種設備、教育・保育時間 等
 - 認可に当たっては、児童福祉審議会等の意見を聴く必要あり。

主な改革内容⑤：事業計画の策定

- 市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。
 - 小学校区ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。
 - 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。
 - 保護者に対する「ニーズ調査」を実施（25年11月実施予定）
 - 計画期間は5年間（27～31年度）。（中間年度等で見直しの必要が生じる可能性あり。）
 - 計画策定に当たり、石川県との協議・調整が必要。
- ◎ 計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

主な改革内容⑥：子ども・子育て会議の設置

- 国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。

- 国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。

〔国会議開催状況〕

25. 4. 26	第1回子ども・子育て会議
25. 5. 8	第1回子ども・子育て会議基準検討部会
25. 5. 31	第2回子ども・子育て会議
25. 6. 21	第3回子ども・子育て会議
25. 6. 28	第2回子ども・子育て会議基準検討部会
25. 7. 5	第4回子ども・子育て会議
25. 7. 25	第3回子ども・子育て会議基準検討部会
25. 7. 26	第5回子ども・子育て会議
25. 8. 29	第4回子ども・子育て会議基準検討部会
25. 9. 13	第6回子ども・子育て会議
25. 9. 20	第5回子ども・子育て会議基準検討部会
25. 10. 3	第7回子ども・子育て会議
25. 10. 18	第6回子ども・子育て会議基準検討部会

- 自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

財源・費用負担

- 国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源(恒久財源)を確保。
[消費増税(予定)] 平成26年4月 : 8% → 平成27年10月 : 10%
- 0.7兆円は、保育等の「量の拡充」(待機児童解消等)及び「質の改善」(職員配置・処遇改善等)に充当。
- 質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。(子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。)

【国と地方の負担割合】

	国 : 都道府県 : 市町村		
施設型給付・地域型保育給付	2	: 1	: 1
地域子ども・子育て支援事業	1	: 1	: 1

※ 国において「幼児教育無償化」を検討中。詳細は未定であるが、当面、多子世帯の保育料実質無償化・軽減策を講じる方向。新制度とは別途財源を確保するとされている。

スケジュール

- 平成27年4月施行予定。(10%への消費増税の時期と連動。)
- 施行に必要な準備(子ども・子育て会議の設置、事業計画の策定、支給認定手続、確認手続等)は、施行を待つことなく、順次実施する必要あり。
- 25年11月にニーズ調査を実施した上で、事業計画の「量の見込み」・「確保方策」を26年9月までにとりまとめる必要あり。
- 保育の必要性の認定手続き、給付対象の確認手続き等は、26年下半期を目途に着手する必要あり。